

平成 21 年度 東京都税制調査会 第 3 回小委員会 議事要旨

【開催日時等】

開催日時 平成 21 年 6 月 9 日 (火) 16:00 ~

場 所 都庁第一本庁舎 33 階 S6 会議室

出席者

〔委員〕 横山会長、池上小委員長、金子(清)委員、金子(秀)委員、関口委員、西川委員、沼尾委員、林委員、諸富委員、

〔事務局〕 目黒税制部長、宗田税制調査担当部長、池田税制調査課長、筒井副参事(税制調査担当)、副島税制課長、木下副参事(税制改正担当)

【議題】

議 事 「分権を支える地方税体系について」
「個人所得課税の再分配機能の回復と個人住民税のあり方について」

関口委員のプレゼン及び事務局の説明の後、地方分権の意義、地方の基幹税、個人所得課税のあり方等について、委員から以下の意見等があった。

【分権を支える地方税体系について】

(地方分権の意義、地方政府の役割)

- ・ 「分権」は多義的であり、都税調としての「分権」の意味を明確にすべき。また、国、都道府県、市町村の三層構造を前提とするのか、道州制の導入を視野に入れて議論するのか明確にすることが必要
- ・ 分権が進むほど市町村の権限が大きくなり、都道府県の役割は小さくなるのではないか。
- ・ 分権が進んでも、都道府県は、市町村間の利害調整、大規模開発やインフラ整備、対人社会サービスに係る専門的人材の確保・育成など大きな役割を担う。
- ・ グローバル化の中での地方分権には意義がある。ドイツでは、地方が人的、物的、知的資本を集約し、クラスター化を図るなど、リージョンごとにグローバル化に対応する産業構造をつくっている例もある。

(分権の視点から見た地方税制)

- ・ 理想的な分権とは、地方団体と住民が行政サービスと税負担の水準を自ら決められるようにすること
- ・ 地方には税率の裁量権が与えられているにもかかわらず、ほとんど行使さ

れていないのではないか。

- ・ 国が政策減税を行うと、国税と地方税の課税ベースが重複しているため、地方も減収になる。国の政策である経済安定化に地方が付き合わされていることの是非についても議論すべき

（地方の基幹税のあり方）

- ・ 基幹税には税源の普遍性、充分性、税収の安定性が必要であるため、消費税、個人住民税、固定資産税がふさわしい。法人二税は偏在性があるが、これまでの経緯を踏まえると、地方の基幹税として無視できない。
- ・ 税収を安定化するなら法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の拡大も選択肢
- ・ 付加価値割は産業ごとの税負担を大きく増減させるため、外形標準課税導入の際、所得割を残したという経緯があることにも留意すべき
- ・ 道府県が行う大規模開発等は地価の上昇につながる。受益と負担を明確にする観点に立てば、道府県が固定資産税を課税してもよいのではないか。
- ・ 消費税や個人所得課税をさらに充実すべきだが、その場合、地域間格差が拡大し、財政調整は大規模にならざるを得ない。

【個人所得課税の再分配機能の回復と個人住民税のあり方について】

（個人所得課税の再分配機能の回復）

- ・ アメリカでは、これまで富裕層を優遇し経済成長を図るべきとされたが、その結果、格差が拡大した。この経験を踏まえて再分配機能の回復が議論されるようになっており、転換の時期に来ている。
- ・ 諸控除を見直して課税ベースを拡大し、財源調達機能を回復させるべき。その上で、所得再分配機能の回復の観点から、所得控除から税額控除への転換を検討、さらに給付つき税額控除の議論も必要
- ・ 一番の課題は給与所得控除であり、これに踏み込んで議論することが重要

（個人住民税の税率のあり方について）

- ・ 比例税率化によって個人住民税の所得再分配機能は低下している。累進税率とすることもありうるのではないか。
- ・ 累進税率は租税回避のインセンティブになるため、税収は増加しない。比例税率を適用した上で、低所得者に対しては給付できるような仕組みが好ましいのではないか。

（事務局文責）